明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

○農林水産省
国土交通省令第四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項及び第二十九条ノ八の規定に基づき、漁船特殊規程及び小型漁船安全規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

農林水産大臣　坂本　哲志
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

漁船特殊規程及び小型漁船安全規則の一部を改正する省令

（漁船特殊規程の一部改正）

第一条　漁船特殊規程（昭和九年逓信省農林省令）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置） **第五十一条の四**　一般漁船には、一個の浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付けなければならない。 （非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置） **第五十一条の四の二**　一般漁船には、一個の非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付けなければならない。ただし、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置を船橋その他適当な場所に積み付け、又は当該場所から遠隔操作することができるように積み付けるもの及び管海官庁が設備等を考慮して差し支えないと認めるものについては、この限りでない。	（浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置） **第五十一条の四**　一般漁船には、一個の浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付けなければならない。 （非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置） **第五十一条の四の二**　一般漁船には、一個の非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置を船橋その他適当な場所に積み付け、又は当該場所から遠隔操作することができるように積み付けるもの及び管海官庁が設備等を考慮して差し支えないと認めるものについては、この限りでない。

（小型漁船安全規則の一部改正）

第二条　小型漁船安全規則（昭和四十九年農林省運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（救命設備の要件） **第二十五条**　（略） 2　小型船舶用膨脹式救命いかだ、小型船舶用救命浮器、小型船舶用救命胴衣、小型船舶用救命浮環、小型船舶用救命浮輪、小型船舶用自己点火灯、小型船舶用自己発煙信号、小型船舶用火せん、小型船舶用信号紅炎、小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用レーダー・トランスポンダー及び小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置は、小型船舶安全規則第六章第一節及び第四節の規定に適合するものでなければならない。 3　（略） （救命設備の備付数量） **第二十六条**　第二種小型漁船には、次の各号に掲げる救命設備を備え付けなければならない。 一～六　（略） 七　小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置　一個 八　（略） 2　（略）	（救命設備の要件） **第二十五条**　（略） 2　小型船舶用膨脹式救命いかだ、小型船舶用救命浮器、小型船舶用救命胴衣、小型船舶用救命浮環、小型船舶用救命浮輪、小型船舶用自己点火灯、小型船舶用自己発煙信号、小型船舶用火せん、小型船舶用信号紅炎、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用レーダー・トランスポンダー及び小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置は、小型船舶安全規則第六章第一節及び第四節の規定に適合するものでなければならない。 3　（略） （救命設備の備付数量） **第二十六条**　第二種小型漁船には、次の各号に掲げる救命設備を備え付けなければならない。 一～六　（略） 七　小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置　一個 八　（略） 2　（略）